

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年8月23日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 15名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 舩山 利美 5番 安達 芳紀 6番 小野 博
7番 遠藤 敬一 8番 佐藤 一志 9番 浅野 厚司
10番 高橋 隆 11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一
13番 大河原 清 15番 峠田 一徳 17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり
14番 大武 伸彦 16番 本間 仁一
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局 長 補 佐 大坂 登啓
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第11号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第37号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後2時00分）

平成30年8月17日南農委告示第9号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は15名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、14番大武伸彦委員、16番本間仁一委員の2名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

13番大河原清委員、15番峠田一徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 13番 大河原 清 委員
15番 峠田 一徳 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第11号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第11号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成30年7月26日付け農第338号で南陽市長から本委員会に対し8月1日付けで7件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので、報第11号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 次に日程第5報第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました報第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 3,408 m²を第三者へ賃貸借するため合意解約するものです。
2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 1,471 m²を第三者へ賃貸借するため合意解約するものです。
3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■との賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆 畑 合計4,199を農地中間管理機構へ貸すため合意解約するものです。

議長（沼部会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） なしの声がありますので、報第12号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 次に日程第6議第37号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第37号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転が1件、貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定1件、合計6件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■が労力不足のため、規模拡大を図りたい■■■■へ▲▲字▲▲ 畑 740 m² を所有権移転するため申請があったものです。

2 番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 251 m²を新規の 10 年契約で、1 1 月 3 0 日支払、金納となっております。

3 番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲外 5 筆 畑 合計 2,602 m²を新規の 10 年契約で、1 1 月 3 0 日支払、金納となっております。

4 番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 753 m²を新規の 10 年契約で、1 1 月 3 0 日支払、金納となっております。

5 番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 3,408 m²を新規の 10 年契約で、1 1 月 3 0 日支払、金納となっております。

6 番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を再設定するもので、▲▲字▲▲外 13 筆 田 680 m² 畑 5,976.94 m² 合計 6,656,941 m²の 20 年契約です。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長）

議第 3 7 号 1 番、5 番の現地調査について、8 番佐藤一志委員より報告をお願いいたします。

8 番

（佐藤一志委員）

1 番の案件についてですが、耕作放棄地の再生を行う農地のようで、管理されているというよりは、これから管理するために取得するようです。周辺の農地も荒れているところもあるので、周辺には迷惑をかけてはおりません。

5 番の案件は、きれいに管理されておりました。

議長（沼部会長）

次に、2 番、3 番、4 番の現地調査について、9 番浅野厚司委員より報告をお願いします。

9 番

（浅野厚司委員）

6 月の新規就農審査会の時に現地確認をしており、全てが耕作され周辺農地にも影響ないことを確認しております。

議長（沼部会長）

これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。

よって、一括して審議いたします。

この案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第7議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し1件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲ 畑421㎡を所有権移転し、一般住宅を建設ために申請があったものです。
当該地は、農地区分第1種農地であります但例外規定の集落接続となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について3番高橋善一委員より報告をお願いします。
- 3番
（高橋善一委員） 8月17日に、私と、船山利美委員、嶋貫主任の3名で、5条1件の現地調査を行ってまいりました。
この案件については、ハイジアパークの南側で、申請地となりに住宅もあり、申請のとおりであったことを報告いたします。
- 議長（沼部会長） 本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………

議長（沼部会長）

許可相当の意見を付することが全員と認めます。

よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成30年8月17日付け南農委告示第8号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時14分）